

○地方公務員等共済組合法施行令（抄）

（昭三九政令二五〇・改称）

昭和三十七年九月八日	公布	昭和三十七年九月八日
政令第三百五十二号		
昭和三十七年十二月一日	施行	昭和三十七年十二月一日

昭和三十七年二月三〇日	政令第四三六号	平成二年二月二五日	政令第三三三号
昭和三十九年七月一六日	政令第二五〇号	平成七年三月三一日	政令第一四七号
昭和四一年九月二九日	政令第三二九号	平成九年二月一〇日	政令第三五五号
昭和四三年二月二七日	政令第三四三号	平成二年六月七日	政令第三〇四号
昭和四五年四月一日	政令第四八号	平成四年三月三日	政令第四三三号
昭和四六年九月二七日	政令第三二〇号	平成五年一月二九日	政令第一七号
昭和四七年四月二八日	政令第一一七号	平成八年九月二六日	政令第三一四号
昭和四七年九月三〇日	政令第三五六号	平成八年二月八日	政令第三七五号
昭和四八年一〇月一日	政令第二九九号	平成二〇年八月二〇日	政令第二五四号
昭和四九年六月二五日	政令第二二三号	平成二三年五月二七日	政令第一五二号
昭和四九年八月三一日	政令第三〇三号		
昭和五一年九月三〇日	政令第二六〇号		
昭和五四年二月二八日	政令第三二〇号		
昭和五七年一月七日	政令第三号		
昭和五七年九月二五日	政令第二六六号		
昭和五九年三月一七日	政令第三五号		
昭和六一年三月二八日	政令第五七号		
昭和六二年一〇月二七日	政令第三五六号		
平成元年二月二八日	政令第三五四号		

地方公務員等共済組合法施行令

目次

第十一章 共済会（第六十九条―第七十二条）

附則

※「第十一章 共済会」は、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年五月二十七日・政令第五百一十一号）の平成二十三年六月一日の施行に伴い削除されたものですが、参考として掲げたものです。同政令において「なおその効力を有する」とされる第七十一条の二から第七十二条まで及び附則第三十九条については、同政令に基づき読み替えたものを掲げたものです。

※削除された条文には、条の右に縦線を引いています。「なおその効力を有する」条文には、条に*印を付していません。

施行令

第十一章 共済会

（昭四一政三二九・追加、昭五七政三・旧第九章繰下、平二三政一五一・削除）

（重複期間の取扱い）

第六十九条 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度は、次に掲げる法律に定める年金制度とする。

- 一 厚生年金保険法
 - 二 国の新法
 - 三 法（第九章の二に限る。）
 - 四 私立学校教職員共済法
 - 五 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）
 - 六 旧船員保険法
- 2 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める期間は、前項各号に掲げる法律に定める年金制度の適用を受ける期間のうち昭和四十九年九月一日以後の期間とする。

3 在職期間のうち重複期間（法第六十一条の二第一項に規定する重複期間をいう。以下この条において同じ。）でない期間が三十年以上である地方議会議員（法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同

施行令

じ。）の退職年金の額については、法第六十一条の二第一項の規定は適用しない。

4 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「重複期間を在職期間で除して得た割合」とあるのは、「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間を三十年で除して得た割合」とする。

5 法第六十一条の二第一項の規定を適用する場合において、重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 在職期間のうち二以上の重複期間を有する地方議会議員の退職年金の額についての法第六十一条の二第一項及び前三項の規定の適用については、これらの規定に規定する重複期間は、当該二以上の重複期間を合算した期間とする。

（昭四九政三〇三・追加、昭五一政二六〇・一部改正、昭五七政三・一部改正・旧第四十七条の十三繰下、昭五九政三五・昭六一政五七・平九政三五・平一四政四三・平一八政三七五・一部改正、平二三政一五一・削除）

（高額所得による退職年金の支給停止基準額等）

第六十九条の二 法第六十四條の二第一項に規定する政

令で定める金額は、百九十万四千円とする。

2 法第六十四條の二第一項及び第二項の規定による退職年金の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の退職年金について行う。ただし、退職年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

(昭六一政五七・追加、昭六二政三五六・平二政三三一・平七政一四七・平一五政一七・平一八政三七五・一部改正、平二三政一五一・削除)

(関係法令) 国会議員互助年金法一五の二(高額所得による互助年金の停止)

(給付の制限)

第七十条 地方議會議員が禁錮以上の刑に処せられ、又は除名された場合には、法第六十四條の三第一項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は除名されたとき以後、その地方議會議員であつた在職期間に係る共済給付金の額のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の二十
- 二 除名された場合 当該除名に係る地方議會議員の任

地方公務員等共済組合法施行令(第七〇条)

期中の月数が当該共済給付金の基礎となつた在職期間の月数のうちに占める割合に百分の二十を乗じて得た割合

2 退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第六十四條の三第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、その百分の二十に相当する金額を支給しない。

3 第一項又は第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に定める給付の制限に同時に該当するときは、その該当することとなつた日以後の期間については、そのうちの高い割合による給付の制限を定めている規定の定めるところによる。

4 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた共済給付金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

(昭四七政三五六・追加、昭四九政二二三・旧第四十七條の六繰下、昭四九政三〇三・旧第四十七條の十三繰下、昭五七政三・旧第四十七條の十四繰下、平元政三五四・一部改正、

平二三政一五一・削除）

〔関係条文〕旧法一六四の三③（刑の執行期間中の支給停止）

〔関係法令〕刑法一三（禁錮）・二五（刑の執行猶予の要件）・二

七（刑の執行猶予の効力）

（収支均衡拠出金）

第七十一条 市議会議員共済会は、各事業年度において、

次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が、市議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員共済会の共済給付金（法第百五十八条に規定する共済給付金をいう。次号及び第二項第一号において同じ。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第一項において「市議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合

二 当該事業年度の前々事業年度におけるイに定める額を口に定める額で除して得た率（第三項第二号において「町村議会議員共済会の収支比率」という。）が当該前々事業年度におけるハに定める額をニに定める額で除して得た率（同号において「市議会議員共済会の

施行令

収支比率」という。）を上回る場合

イ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

ロ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

ハ 市議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

ニ 市議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

2 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。

一 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号ハに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ニに定める額で除して得た率

二 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号イに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ロに定める額で除して得た率

3 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が、町村議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の第三第二項において「町村議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合
- 二 当該事業年度の前々事業年度における市議会議員共済会の収支比率が当該前々事業年度における町村議会議員共済会の収支比率を上回る場合
- 4 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。
 - 一 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号イに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ロに定める額で除して得た率
 - 二 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号ハに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ニに定める額で除して得た率
- 5 前各項に定めるもののほか、収支均衡拠出金の拠出に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（平一八政三一四・追加、平一八政三七五・一部改正、平二

三政一五一・削除）

***（支給安定化拠出金）**

第七十一条の二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりな効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会（以下「市議会議員存続共済会」という。）は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会（以下「町村議会議員存続共済会」という。）に対して支給安定化拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員存続共済会の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金

- （以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十四条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「市議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合
- 二 当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員存続共済会の旧共済給付金及び特例共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「町村議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）を下回る場合
- 2 前項の支給安定化拠出金の額は、町村議会議員存続共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。
- 3 町村議会議員存続共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員存続

共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。

一 当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の基準積立金額を上回る場合

二 当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の基準積立金額を下回る場合

4 前項の支給安定化拠出金の額は、市議会議員存続共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。

5 前各項に定めるもののほか、支給安定化拠出金の拠出に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（平成一八政三七五・追加、平二三政一五一・削除）

（拠出金を拠出することにより積立金の額が基準積立金額を下回る場合の特例）

*
第七十一条の三 市議会議員存続共済会が前条第一項及び第二項の規定に基づき支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、当該支給安定化拠出金を拠出するとしたならば当該事業年度の末日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の基準積立金額を下回るときは、これらの規定にかか

わらず、市議会議員存続共済会は、当該事業年度において、市議会議員存続共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる市議会議員存続共済会の積立金の額を控除して得た額を当該支給安定化拠出金の額から控除して得た額を町村議会議員存続共済会に対して拠出する。

2 町村議会議員存続共済会が前条第三項及び第四項の規定に基づき支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、当該支給安定化拠出金を拠出するとしなければ当該事業年度の末日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の基準積立金額を下回ることとなるときは、これらの規定にかかわらず、町村議会議員存続共済会は、当該事業年度において、町村議会議員存続共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる町村議会議員存続共済会の積立金の額を控除して得た額を当該支給安定化拠出金の額から控除して得た額を市議会議員存続共済会に対して拠出する。

(平一八政三一四・追加、平一八政三七五・一部改正、平二三政一五一・削除)

*** (共済会に係る地方公共団体の報告等)**

第七十二条 地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

一 地方議会議員の数を地方公務員等共済組合法の一部

地方公務員等共済組合法施行令(第七十二条)

を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会〔以下「存続共済会」という。〕に報告すること。

二 地方議会議員(平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。)の就職、退職及び死亡に関する事項を存続共済会に報告すること。

三 地方議会議員の議員報酬の総額に関する事項を存続共済会に報告すること。

四 地方議会議員の議員報酬の改定に関する事項を存続共済会に報告すること。

五 地方議会議員(地方議会議員であつた者を含み、平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。)又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを存続共済会に送付すること。

六 存続共済会から給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。

七 地方議会議員(平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。)の履歴の証明をすること。

(昭四一政三一九・追加、昭四七政三五六・旧第四十七条)

の六繰下、昭四九政二二三・旧第四十七条の七繰下、昭四九政三〇三・旧第四十七条の十四繰下、昭五七政三・旧第四十七条の十五繰下、平二二政三〇四・平一五政一七・一部改正、平一八政三一四・旧第七十一条繰下、平二〇政二五四・一部改正、平二三政一五一・削除

〔関係条文〕なお効力を有するものとされた旧法一七〇の二（監督）、なお効力を有するものとされた旧施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方公務員共済組合法の施行の日（昭和三十七年十二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十二条から附則第十四条まで及び附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（互助会の未納掛金に係る利息の計算）

第三十八条 法附則第三十五条第一項に規定する利息の額は、同項に規定する未納金に相当する金額につき年十・六パーセントの割合で、当該未納となつた互助会の掛金の納期の翌日から同項の規定による払込みがあつた日の前日までの期間の日数に応じて計算した金額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）

とする。

（昭四五政四八二部改正、昭六一政五七・旧第三十九条繰上、平二三政一五一・削除）

〔関係条文〕旧施行令附七五（未納掛金の払込みをしない者の取扱い）

〔関係法令〕昭和四五年政令四八・二一（利率等の表示の年利建て移行に関する法律第二五条の規定の適用を受ける延滞金等の指定等）

*（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

第三十九条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分により町村が市となつた場合においては、町村議会議員存続共済会の権利義務のうち当該市となつた町村の議会の議員に係るものは、総務省令で定めるところにより、市議會議員存続共済会が引き継ぐものとする。

（昭四六政三一〇・追加、昭五四政三三〇・旧第三十九条の二繰下、昭六一政五七・旧第三十九条の三繰上、平一二政三〇四・一部改正、平二三政一五一・削除）

〔関係条文〕なお効力を有するものとされた旧施行規則一七（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

（互助会の会員であつた者に関する経過措置等）

第七十五条 施行法第一条第一項に規定する互助会の会員であつた期間には、法附則第三十五条第一項の規定に

より払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の当該払い込まなければならぬ金額の算定の基礎となつた期間を含まないものとする。

2 施行法第百一条第二項に規定する地方公共団体の議会の議員に準ずる者として政令で定める者は、鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第十三号）第一項の規定により地方自治法の規定による鹿児島県大島郡十島村となつた従前の村の議会の議員及び奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第八條第一項の規定により地方自治法の規定による市町村となつた従前の市町村の議会の議員とする。

3 都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間（施行法第百一条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。次項において「共済会等の会員であつた期間」という。）が三十年以上である地方議会議員に係る年金である共済給付金については、施行法第百二條の規定は適用しない。

4 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有す

る共済会の会員（在職期間が三十年を超える者に限る。）で共済会等の会員であつた期間が三十年を下回るものに係る年金である共済給付金についての施行法第百二條の規定の適用については、同条中「当該在職期間」とあるのは「在職期間のうち当該共済会の会員であつた期間（前条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。）を三十年から控除した期間」と、「前条第二項」とあるのは「同条第二項」とする。

（昭三七政四三六・追加、昭四三政三四三・昭四八政二九九・一部改正、昭六一政五七・一部改正・旧第七十五条の二繰上、平二三政一五一・削除）

（沖繩の立法院議員であつた者等の取扱い）

第七十五条の二 施行法第百四條第二項に規定する政令で定める期間は、沖繩の共済法の特殊組合員としての期間のうち施行法第七十九条第一号の期間以外の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖繩の共済法の規定による長期給付の基礎となつた期間は、都道府県議会議員共済会の会員であつた期間に該当しないものとする。

3 施行法第百二條の規定は、施行法第百四條第二項の規定により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会

員であつた期間とみなされる期間で昭和四十五年七月一日前のものを有する法第五十一条第一項に規定する共済会の会員又はその遺族に年金である法第五十八条に規定する共済給付金を支給する場合について準用する。

4 施行法第百四条第四項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 死亡

二 市町村の廃置分合又は境界変更の処分

三 その他総務省令で定める理由

5 施行法第百四条第四項に規定する年金たる共済給付金の額は、当該退職当時の標準報酬月額として総務省令で定めるところにより算出した額を基礎として、沖繩の共済法の規定の例により算定した額とする。

（昭四七政一七・追加、昭四九政三〇三・一部改正、昭五

七政三・旧第七十五条の二繰下、昭六一政五七・旧第七十五

条の三繰上、平一二政三〇四・一部改正、平二三政一五一・

削除）

〔関係条文〕旧施行規則五の一四（総務省令で定める理由）・五の一五（総務省令で定めるところにより算出した額）

〔運用方針〕施行法一〇四条関係（第四項・施行令附則第七十五条の二第四項及び施行規則第五条の一四）

附 則 （昭和三十七年一月三〇日政令第四三六号）抄

施行令

この政令は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則 （昭和三十九年七月一六日政令第二五〇号）抄

〔施行期日〕

第一条 この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四十一年九月二九日政令第三二九号）抄

（昭五七政二六六・改正）

〔施行期日〕

第一条 この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

（ただし書略）

附 則 （昭和四十三年一月二七日政令第三四三号）抄

（昭五七政二六六・改正）

〔施行期日〕

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（ただし書略）

附 則 （昭和四十五年四月一日政令第四八号）抄

〔施行期日〕

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十六年九月二七日政令第三三〇号）抄

（昭五七政二六六・改正）

〔施行期日〕

第一条 この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

（ただし書略）

附 則 （昭和四十七年四月二八日政令第一一七号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附 則 (昭和四十七年九月三日政令第三五六号) 抄

(昭五七政二六六・改正)

(施行期日等)

第一条 この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年一〇月一日政令第二九九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。(ただし書略)

略)

附 則 (昭和四十九年六月二十五日政令第二二三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年八月三十一日政令第三〇三号) 抄

(昭五七政二六六・改正)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

(ただし書略)

附 則 (昭和五十一年九月三〇日政令第二六〇号) 抄

1 この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年二月二十八日政令第三二〇号) 抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

(ただし書略)

附 則 (昭和五十七年一月七日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)第四条の規定の施行の日(昭和五十七年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月二五日政令第二六六号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月一七日政令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二八日政令第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年一〇月二七日政令第三五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附則（平成元年二月二八日政令第三五四号）抄

（平成二〇政二五四・改正）

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（ただし書略）

（地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第五条 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号。以下「法」という。）第五百一十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成元年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和六十三年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項にお

いて「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごと）に八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。）第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・二を乗じて得た額を超えるときは、

当該額とする。)に十二を乗じて得た額を法第六十一条第二項に規定する標準報酬年額(法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

(平二〇政二五四・一部改正)

〔関係条文〕 施行規則五の一八(沖縄の立法院議員であつた者等の標準報酬月額)

附 則 (平成二年一月二十五日政令第三三一号)

1 この政令は、平成二年十二月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下「新令」という。)第六十九条の二の規定は、平成二年十一月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十二月分以後適用する。この場合において、同条の規定を適用して算定した退職年金の年額が、改正前の地方公務員等共済組合法施行令第六十九条の二の規定を適用したならば支給されるべき退職年金の年額より少ないときは、その額をもつて、新令第六十九条の二の規定の適用後の退職年金の年額とする。

地方公務員等共済組合法施行令(改正附則)

附 則 (平成七年三月三十一日政令第一四七号)

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第六十九条の二第一項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 改正後の第六十九条の二の規定は、平成七年六月一日以後に給付事由が生じた退職年金及び同日前に給付事由が生じた退職年金で同日以後に支給すべきものについて適用する。

附 則 (平成九年二月一〇日政令第三五五号) 抄

〔施行期日〕

第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三〇四号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成二四年三月二三日政令第四三号) 抄

〔施行期日〕

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二九日政令第一七号) 抄

(平一八政三七五・改正)

〔施行期日〕

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（地方議会議員の退職年金に関する経過措置）

第十三条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第五条の規定を適用する場合において、同条第一号に規定する施行日前の重複期間に一年未満の端数があるときは、当該期間と同条第二号に規定する施行日後の重複期間とを合算した期間（当該合算した期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）から同号に規定する施行日後の重複期間（当該期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）を除いた期間をもって同条第一号に規定する施行日前の重複期間とし、同条第二号に規定する施行日後の重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間をもって同号に規定する施行日後の重複期間とする。

（平一八政三七五・一部改正）

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二四号）

この政令は平成十八年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年二月八日政令第三七五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第七十一条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

施行令

（退職年金等に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「新令」という。）第六十九条第三項及び第四項並びに次条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じる退職年金について適用する。

2 新令附則第七十五条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に給付事由が生じる年金である共済給付金（地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第五百八条に規定する共済給付金をいう。）について適用する。

（重複期間に関する読替え）

第三条 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号。附則第六条第二項及び第三項において「平成十四年改正法」という。）附則第五条の規定の適用については、同条第一号中「施行日前の重複期間」とあるのは「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間（次号において「みなし重複期間」という。）に重複期間に対する施行日前の重複期間の割合を乗じて得た期間」と、「在職期間」とあるのは「三十年」と、同条第二号中「施行日以後の

重複期間」とあるのは「みなし重複期間に重複期間に対する施行日以後の重複期間の割合を乗じて得た期間」と、「在職期間」とあるのは「三十年」とする。

2 前項の場合における附則第十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第十三条の規定の適用については、同条中「附則第五条」とあるのは「附則第五条（地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十五号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第一号」とあるのは、「同法附則第五条第一号」とする。

（退職一時金に関する経過措置の特例）

第五条 施行日前に給付事由が生じた退職一時金を受けた者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。次条において「平成十八年改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「地方議会議員であった期間」とあるのは、「地方議会議員であった期間（退職一時金にあつては、施行日前に給付事由が生じた退職一時金の基礎となつた期間を除く。）」とする。

（政令で定める退職年金の最低保障額）

第六条 平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる退職年金及び同表の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

一 平成十五年 四月一日前に 給付事由が生 じた退職年金	都道府県の議会の議員	百六十万円
	市（特別区を含む）の議会の議員	六十万円
二 平成十五年 四月一日以後 施行日前に給 付事由が生じ た退職年金	町村の議会の議員	四十万円
	都道府県の議会の議員	百四十四万円
	市（特別区を含む）の議会の議員	五十四万円
	町村の議会の議員	三十六万円

2 平成十五年四月一日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金について平成十四年改正法による改正前の法第六十一条の規定を適用して算定した退職年金の額が、前項の表の一の項の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を下回る場合には、平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該退職年金の額とする。

3 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金について平成十八年改正法による改正前の平成十四年改正法附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正法による改正前の法第六十一条の規定を適用して算定した退職年金の額が、第一項の表の二の項の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を下回る場合には、平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該退職年金の額とする。

附 則 （平成二〇年八月二〇日政令第二五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二十三年五月二七日政令第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年九月一日から施行する。

（高額所得による旧退職年金等の支給停止における期間の区分）

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

（以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定による旧退職年金（改正法附則第二条に規定する旧退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月（平成二十三年にあつては、九月）から翌年五月までの期間分の旧退職年金について行う。ただし、平成二十三年一月一日から同年五月三十一日までの間に旧退職年金を受取るべき事由が生じた場合における同年九月から平成二十四年五月までの期間分については、この限りでない。

2 改正法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる改正法附則第四条第二項の規定による特例退職年金（改正法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の特例退職年金について行う。ただし、特例退職年金を受けるとき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「旧令」という。）第七十一条の二から第七十二条まで及び附則第三十九条の規定は、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条の二、第七十条の二及び附則第三十六条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条の二第一項各号列記以外の部分	市議会議員共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとして、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会（以下「市議会議員存続共済会」という。）
町村議会議員共済会	同項第三号に規定する町村議会議員	

地方公務員等共済組合法施行令（改正附則）

第七十一条の二第一項第一号	市議会議員共済会の積立金 市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の積立金 市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員存続共済会の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第
---------------	---------------------------------	---

施行令

第七十一条の二第一項第二号	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
町村議会議員共済会の基準積立金額	町村議会議員存続共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
<p>十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「市議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）</p>		

施行令

第七十一条の二第三項第二号及び第四項	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
第七十一条の二第三項第一号	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
第七十一条の二第三項各号列記以外の部分	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第七十一条の二第二項	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
町村議会議員共済会の基準積立金額	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の基準積立金額
<p>町村議会議員存続共済会の旧共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「町村議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）</p>		

第七十二条第一号	地方議会議員共済会（以下「共済会」と）	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」）
第七十二条第二号	地方議会議員	地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）
第七十二条第三号	共済会 総額並びに掛金及び特別掛金	存続共済会 総額
第七十二条第四号	共済会	存続共済会
第七十二条第五号	共済会 含む	含み、平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る
第七十二条第六号	共済会	存続共済会
第七十二条第七号	地方議会議員	地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）

施行令

附則第三十九条	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会